

第五十五号の五様式（附則第

令和 年 月 日 香芝市長 殿	整理番号	フリガナ
住所	氏名	<input checked="" type="checkbox"/>
	個人番号	<input type="checkbox"/>
	性別	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>
電話番号	生年月日	男・大・明 平・全

令和3年4月1日以降、押印不要となりましたので、押印の必要はありません。

枠内の欄（整理番号を除く）をすべて記入してください。

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号にかつて、他の識別番号を付加しない一意に個人を識別するもの）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第34条の7）第2項に規定する「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

(注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請書と併せて変更届出書を提出してください。

寄附した年月日と寄附金額を記入してください。  
 ※年内に複数回の寄附をされる方がワンストップ特例申請を行う場合は、寄附をするごとに特例申請書の提出が必要となります。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 年 月 日	円

ふるさと納税がなければ確定申告も住民税の申告も不要である場合にチェックしてください。（特例制度の利用条件①）

2. 申告の特例の適用に関する事項  
 申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の口をチェックしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である

ふるさと納税を行う団体数が5以下であると見込まれる場合にチェックしてください。（特例制度の利用条件②）

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当する者と見込まれる者をいいます。

(1) ①、②の両方にチェックがつく場合にのみ、ワンストップ特例制度を利用できます。

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

◆ワンストップ特例制度について … ワンストップ特例制度とは、確定申告を行わなくても、ふるさと納税の寄附金控除を受けられる仕組みです。  
以下の2つの条件を満たす方がワンストップ特例制度の対象となります。

1. 確定申告等を行う必要のない方（給与所得者等）
2. ふるさと納税をされる自治体の数が年内に5自治体以内の方

※ご注意ください※  
 ふるさと納税を行った翌年の1月10日までに、ワンストップ特例申請書と下記の添付書類を香芝市に提出していただく必要があります。

◆申請に必要な添付書類 … 以下の【A】【B】【C】のいずれかの組み合わせでの提出が必須です。

【A】マイナンバーカード（表面・裏面）のコピー

【B】マイナンバー通知カードまたはマイナンバーの記載されている住民票 + 顔写真のある身分証（運転免許証またはパスポート等）

【C】マイナンバー通知カードまたはマイナンバーの記載されている住民票 + 顔写真のない身分証 2点  
 （健康保険証、年金手帳、公共料金の支払書または請求書等）

◆留意事項  
 ・申請書提出後に住所・氏名等の変更が生じた場合は、ふるさと納税を行った翌年の1月10日までに変更届出書を提出してください。  
 その際は、変更後の記載内容が証明できるものの写し（住所変更の場合は住所変更後のマイナンバーカードの写し等）を添付してください。